

東村山市立東村山第七中学校 学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会（児童会）等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長 副校長 生活指導主任
特別支援コーディネーター 主任養護教諭 各学年主任 スクールカウンセラー
※必要な場合には、担任等の関係教員を加える

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織の位置付け等

分 掌：生活指導部会
特別委員会：カウンセリング委員会

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ・いじめの未然防止の体制整備
- ・カウンセリング委員会での定期的な情報交換（月に1度はいじめ問題を中心に扱う。）
- ・いじめ実態調査（アンケート実施）（5月、12月、2月）
- ・スクールカウンセラーによる面談：1年生は全員（4月～7月）2、3年生は適宜
- ・担任→学年→部活動顧問→全教員の情報共有
- ・教員全体のいじめ撲滅への意識向上
- ・保護者、地域への啓発活動
- ・年間2回、担任による生徒との二者面談（昼休み、放課後の時間を活用する。）

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

- ・東村山警察署スクールサポーター
- ・青少年対策地区委員
- ・学校評議員
- ・民生児童委員
- ・子ども家庭支援センター
- ・その他有識者

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・生徒指導方法や保護者対応策の協議
- ・事件事故発生時の対応策助言及び関係機関との連携
- ・被害、加害生徒及び保護者のカウンセリング

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・年間活動計画などの作成
- ・授業規律等の共通化の確認
- ・分かる授業を実践する授業力向上により生徒の自尊感情を培う。
- ・生徒会活動（生徒の自治意識、自浄意識向上への活動）への取組支援
- ・道徳の時間での取組の充実（生命尊重に関する指導を実施）
- ・いじめ問題への取組の発信

(2) 早期発見のための取組

- ・スクールカウンセラーによる面談の実施（新1年生は全員対象とする）
- ・生徒登校前と下校後の巡回
- ・出席確認時の生徒の様子観察
- ・いじめ実態調査、アンケート実施・分析
- ・個別面談の充実
- ・あゆみ（毎日の学習計画と記録）の取組による、状況の確認

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・事実確認と今後の対策を検討する。
- ・保護者や関係機関（市教委、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所、保健所等）と連携を図り、生徒支援の体制を整える。

②被害児童・生徒への取組

- ・いじめの事実関係を把握する。
- ・いじめられた生徒の安全と全面的な支援（心のケア）を実施する。
- ・保護者を含めた、メンタルヘルスを実施する。

③加害児童・生徒への取組

- ・いじめの事実と経過を確認する。
- ・規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた指導を行う。

④周囲の児童・生徒への取組

- ・全員が当事者であることを理解させ、共感的な人間関係づくりを行う。
- ・自己存在感が味わえる学級、学年づくりを行い、望ましい集団形成を行う。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・速やかに保護者に連絡する。（家庭訪問し正確に伝える。）
- ・保護者との信頼関係の構築を図る。
- ・人権に配慮し、守秘義務を考慮したうえで、できる限りの情報共有に努める。

(4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、子ども家庭支援センター、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

なお、アンケートの質問票の原本等の一時資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書とともに、保管機関は実施年度の末から5年間とする。

4 校内における研修体制

- ・いじめ防止に関わる指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る研修
- ・いじめ問題に関する事例研修
- ・有識者を招聘した研修

5 検証と改善

- ・冬季休業日直前にそれまでの検証を行い、問題点があれば改善を図る。
- ・カウンセリング委員会を中心に検証し、改善案を検討していく。